



永田クラブ
 経済研究会
 国土交通記者会 へ貼り出し

平成20年7月29日
 内閣府（防災担当）

7月28日の大雨災害に係る 被災者生活再建支援法の適用について（石川県）

- 平成20年7月28日に発生した7月28日の大雨災害について、石川県から住宅に多数の被害が生じ被災者生活再建支援法に定める自然災害に該当するものと認め、同法を適用する旨の報告があった。
- 今後、以下の区域において、住宅が全壊した世帯、大規模半壊した世帯等については、その申請により被災者生活再建支援制度が適用され、住宅の被害程度に応じて支給する基礎支援金と住宅の再建方法に応じて支給する加算支援金が財団法人道府県会館から支給される。

該当市町村	支援法 適用日	支援法 適用基準	住宅被害(世帯)		
			全 壊	半 壊	床上浸水
【石川県】 金沢市（かなざわし）	7月28日	第1条第1号 （施行令）	調査中	調査中	450以上

注1 上記の数値は現状での県からの報告による。同数値は、今後の調査によって変動することがある。

注2 支援法適用基準とは被災者生活再建支援法施行令を示す。

<参考>

- 支援金支給の仕組み（法第18条）
被災者生活再建支援金は、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して支給するが、その1/2について国が補助することとされている。
- 対象となる自然災害（施行令第1条）
今回の適用は、被災者生活再建支援法施行令第1条第1号（災害救助法施行令第1条第1項第1号に該当する被害が発生した市町村における自然災害）に該当することによる。

※ 石川県政記者クラブにおいても発表。

本件問い合わせ先
 内閣府政策統括官（防災担当）付
 参事官（災害復旧・復興担当）付
 菊地、今西
 TEL 5253-2111（内線51602）
 3501-5191（直通）